

遊佐町 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数 を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置 未実施減算	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場 合		3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助 が中心である 場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物の 利用者等にサービス を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位の10%減算				1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 12%減算					
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 15%減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50		

遊佐町 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	6269	訪問型 独自 サービス処遇改善加算Ⅰ 1	へ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員 等 処遇改善加算(Ⅰ)-イ 所定単位数の 270 /1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型 独自 サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員 等 処遇改善加算(Ⅱ)-イ 所定単位数の 249 /1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型 独自 サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員 等 処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 207 /1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の170/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000 加算			

	新設
赤字	変更
	廃止

遊佐町 訪問型サービスA 緩和した基準によるサービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	2421	訪問型独自サービス／221	□ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 230単位			230	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービス／222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	143単位	143	
A2	2631	訪問型独自サービス／223			(二)所要時間45分以上の場合	176単位	176	
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2単位減算	-2	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222			(2)生活援助が	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2

遊佐町 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1113	通所型独自サービス21	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447単位	447		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4		
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			要支援2	4単位減算	-4		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続計画未策定減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4		
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			要支援2	4単位減算	-4		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	□ 1月当たりの回数を定める場合			94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	1月につき	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(1)サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		

A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2	強化加算	(Ⅱ)	要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 11	利用定員が19人以上の場合	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000 加算				
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000 加算				
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83/1000 加算				
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000 加算				
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000 加算				
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000 加算				
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000 加算				
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000 加算				
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000 加算				
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス処遇特定改善加算Ⅱ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の10/1000 加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ支援加算				所定単位数の11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	□ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	定員超過の場 合×70%	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	□ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

赤字

新設
変更
廃止

遊佐町 通所型サービス 緩和した基準によるサービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A6	1213	通所型独自サービス／221	□ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			349単位	349		
A6	1223	通所型独自サービス／222		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			358単位		358	
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／221	高齢者虐待防止措置未 実施減算	□ 1月当たりの回数を定める場 合	事業対象者・要支援1		3単位減算	-3	1回につき	
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／222			要支援2		3単位減算	-3		
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算／221	事業対象者・要支援1		3単位減算	-3				
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算／222	要支援2		3単位減算	-3				
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算／23	事業所と同一建物に居住する 者又は同一建物から利用す る者に通所型サービス(独自) を行う場合		□ 1月当たりの回数を定める場合			75単位減算	-75	1回につき
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合				38単位減算	-38	片道につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A6	8006	通所型独自サービス／221・定超	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	349単位	定員超過の場合 × 70%	244	1回につき	
A6	8016	通所型独自サービス／222・定超		要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	358単位		250		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	9006	通所型独自サービス／221・人欠	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	349単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	244	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス／222・人欠		要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	358単位		250	

遊佐町 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 位	事業対象者・要支援1・2	442単	442	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントB	イ 介護予防ケアマネジメント費 位	事業対象者・要支援1・2	221単	221	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメント費 位	事業対象者・要支援1・2	442単	442	
AF	1004	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300	
AF	1006	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算			300	
AF	1007	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算			438単位	438	
AF	1008		業務継続計画未策定減算	4単位減算	434単位	434	
AF	1009	業務継続計画未策定減算		4単位減算	438単位	438	
AF	1010	介護職員等処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の1000分の21に 相当する単位数を算出し、ありうる単位数の 組合せを記載。4つの中からいずれかを選択。		9単位加算	9	
AF	1011	介護職員等処遇改善加算			11単位加算	11	
AF	1012	介護職員等処遇改善加算			15単位加算	15	
AF	1013	介護職員等処遇改善加算			16単位加算	16	
AF	1014	介護職員等処遇改善加算			17単位加算	17	
AF	1015	介護職員等処遇改善加算			22単位加算	22	

	新設
赤字	変更
	廃止

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。